

仙台市居住支援協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、仙台市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という）第2条に規定する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、仙台市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新たに会員になろうとするものは、第4条において規定する会長に入会を申し込み、会長の承認を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。
- 4 協議会には会員のほかに、オブザーバーを置くことができる。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 監事 1名
- 2 会長は、仙台市都市整備局公共建築住宅部長をもって充てる。
 - 3 その他役員は、会員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代理する。
- 三 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

(会議)

第8条 会議は、会長が必要と認めるときに開催する。

- 2 会議は、会員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。
- 3 会議に出席できない会員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは議決を承認したものとみなす。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、仙台市都市整備局公共建築住宅部住宅政策課内に置く。

(経費)

第10条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査と報告)

第12条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い会員に報告する。

(秘密の厳守)

第13条 会員は、第2条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、令和7年1月24日から施行する。

(別表) (第4条関係)

福祉団体	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会
不動産団体	公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会
	公益社団法人 全日本不動産協会 宮城県本部
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 宮城県支部
	公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 宮城県支部
居住支援法人	一般社団法人 パーソナルサポートセンター
	ホームネット株式会社
	特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台
	一般社団法人 シルバーパートナーズ
	株式会社 N・フィールド
	株式会社 ジェイ・エス・ビー・ネットワーク
	株式会社 セーテン
	社会福祉法人 ライフの学校
	株式会社 アイミントライフ
	一般社団法人 あんしん・すまい・くらし支援機構
	オイカワ賃貸住宅株式会社
	有限会社 ヤマモ
	仙台市
健康福祉局 地域福祉部 保護自立支援課	
健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課	
健康福祉局 保険高齢部 高齢企画課	
健康福祉局 保険高齢部 地域包括ケア推進課	
青葉区 保健福祉センター 障害高齢課	
青葉区 宮城総合支所 障害高齢課	
宮城野区 保健福祉センター 障害高齢課	
若林区 保健福祉センター 障害高齢課	
太白区 保健福祉センター 障害高齢課	
太白区 秋保総合支所 保健福祉課	
泉区 保健福祉センター 障害高齢課	
都市整備局 公共建築住宅部 住宅政策課	